

全高長 第 68 号  
平成 23 年 1 月 17 日

文部科学省初等中等教育局財務課  
課長 伯井美徳様

全国高等学校長協会  
会長 青山 彰  
(公印省略)

35人以下学級の制度化及び柔軟な学級編成のための制度改正のイメージ案について  
下記の通り意見を述べます。

## 記

### (1) 個別の学校の実情に応じた弾力化

児童数が少ない学校への教育上の配慮(小学校1年生)

小学校1年生について、「一学年の児童生徒が36~40人の場合、一学年を分割せずに担任とTTで授業を実施する」ことに関しては、TTが確実に配置されるという条件の下に賛成である。

教室不足に対する取り扱い(小学校1年生)

普通教室不足で35人学級の実施が困難な場合、設置者が不足分の教室を用意するのが本来の筋道である。

の案を許容することにより、自治体の財源不足等を理由に、実施されるべき施設の改善が進まない可能性が生ずることを危惧する。

児童生徒の実態に応じた弾力的取組

都道府県教委から配置された範囲内であることを条件として、学級内定数を柔軟に設定できるようにすることには賛成である。しかしこの場合にも、各学校の置かれている状況が様々であることに鑑み、設定の判断は学校長が行うとすることが肝要である。

### (2) 市区町村教委による少人数学級の推進

児童生徒へのきめ細かな教育が少しでも進展することは好ましいことではあるが、市区町村の財政事情により、学級編成の基準に差異が生ずることが考えられる。

このことにより、特に保護者の間に不満が生じ、結果として自治体間の競争にまで発展するというような事態は、児童生徒にも無用な不安や戸惑いを醸成することとなる。

制度化する際には、このような事態にならないような、何らかの歯止め策が必要である。

高等学校は定数を超えれば直ちに学級増となる小・中学校とは異なり、入学選抜に倍率が生ずる限りにおいて、現在は全ての学級が定数一杯の40人で授業が行われている。

今後速やかに小・中学校の全ての学年の学級定数を35人とし、その基準を高等学校に反映させるとともに、一部教科には習熟度別学級編成等を可能とする教員の加配定数を配置する等、生徒へのきめ細かな教育が可能になるようなご配慮をお願いしたい。